

ダイワのNISA取扱規定

大和証券株式会社

第1条 規定の趣旨

この規定は、租税特別措置法第9条の8に規定する配当所得の非課税及び同法第37条の14に規定する譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために大和証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座を管理する取引口座、並びに同法第9条の9に規定する配当所得の非課税及び同法第37条の14の2に規定する譲渡所得等の非課税の特例（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために当社に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座を管理するそれぞれの取引口座について、お客様（取引口座の口座名義人を指します。）と当社との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

2. 非課税口座を管理する取引口座、並びに未成年者口座及び課税未成年者口座を管理するそれぞれの取引口座における取引やサービス等に関する事項は、この規定に定めがある場合を除き、大和証券総合取引約款（以下、「総合取引約款」といいます。）等及び租税特別措置法その他の法令によるものとし、総合取引約款等又は法令が変更されたときは、その内容に応じて取扱うものとします。

第2条 取引口座

お客様が当社にて非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、お客様は通常の取引口座とは別に非課税口座を管理する取引口座を開設いただく必要があります。非課税口座内の上場株式等以外の有価証券等の取引や管理及び金銭の入出金等に利用する通常の取引口座を主口座といい、非課税口座を管理する取引口座をNISA口座といいます。

2. お客様が当社にて未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、お客様は未成年者口座を管理する取引口座及び課税未成年者口座を管理する取引口座を新たに開設いただく必要があります。未成年者口座を管理する取引口座をジュニアNISA口座といい、課税未成年者口座を管理する取引口座を課税ジュニアNISA口座といいます。
3. ジュニアNISA口座を開設している場合、別途定める場合を除き、ジュニアNISA口座をNISA口座、課税ジュニアNISA口座を主口座と読み替えて、本規定を適用します。
4. ジュニアNISA口座を開設しているお客様の1月1日時点の年齢が18歳に達した場合、当該ジュニアNISA口座は、同年1月1日に租税特別措置法第37条の14第32項の規定に基づいて第1項のNISA口座に移行します。
5. 前項の場合において、お客様は第1項に定める主口座を当社へ届け出ていただく必要があります。お客様から主口座のお届出があるまでは、当社は課税ジュニアNISA口座を主口座として取り扱います。
6. 主口座とNISA口座のお届出事項やお取引コース等は原則として同一とします。

第3条 届出事項の変更

N I S A口座にかかるお届出事項について変更がある場合、当社経由で税務署へ届ける必要がありますので、当社所定の手続きに従って遅滞なくお届出ください。

第4条 NISA 口座を通じた取引

「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資約款」で定義されている上場株式等のうち当社が認めた商品及び取引についてN I S A口座で取扱います。

2. お客様がN I S A口座の取引として明示の上、同一の銘柄で取得日が異なる商品を譲渡される場合には、別途当社が指定する譲渡順序のうち、お客様のご指定された譲渡順序に基づき譲渡されたものとして取扱います。予め譲渡順序のご指定がない場合、以下の順番で譲渡されたものとして取扱います。

(1) 非課税管理勘定・累積投資勘定で保有する商品のうち非課税期間の残存が短いもの

(2) 特定累積投資勘定・特定非課税管理勘定で保有する商品のうち買付日が古いもの

3. 当年非課税枠（「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資約款」に定める非課税口座の上限額又は未成年者口座の上限額について、以下、「非課税上限額」といいます。）が設定されている特定累積投資勘定・特定非課税管理勘定・非課税管理勘定・累積投資勘定（以下、「特定累積投資勘定等」といいます。）にて受け入れている上場株式等を譲渡した場合であっても、非課税枠の未使用額は増加することなく、非課税枠の再利用はできません。また、当年の非課税枠の未使用額について翌年以降に繰越して利用することもできません。

4. 当社はお客様への事前の通知なく、取扱う商品や取引を追加することが出来るものとします。一方、取扱う商品や取引の一部又は全部の中止を行う場合には、第17条に準じてその内容によりお客様へご通知等行います。

なお、取扱わない商品及び取引の主なものは以下の通りです。

- (1) 新株予約権付社債の売買
- (2) 新株予約権の買付
- (3) 非上場の外国株式投資信託の売買
- (4) 外貨決済による外国株式の売買
- (5) 外国株式の配当金等の外貨による受取り 等

5. N I S A口座内の外国株式に関する権利の処理においてN I S A口座の取扱いとしないものがあります。

第5条 取得対価の額の合計額が非課税上限額を超える場合の取扱い

N I S A口座にて買付約定後、取得対価の額の合計額が非課税上限額を超えると判明した場合、当社はお客様に速やかに連絡を行いますので、特定累積投資勘定等に受入れる上場株式等の数量等をご指示ください。当社は、お客様よりご指示を受けた場合にはそのご指示に従って取扱います。

2. 当該買付の受渡日前営業日までにお客様に連絡が取れない又はお客様のご指示がいただけない場合には、買付にかかる全数量等について主口座（主口座に特定口座が開設されている場合は特定口座）にて取引を行ったものとして取扱います。

第6条 NISA口座へ受入れた配当金等

NISA口座内の上場株式等により生じた配当金等は、当該NISA口座へ受入れることにより非課税の特例が適用されます。なお、当社又は他の金融商品取引業者に対して、国内の取引所に上場する株式の配当金等を金融商品取引業者のお客様口座にて受領されない登録配当金受領口座方式等の申込みや配当金領収書での受領とされた場合には非課税の特例は適用されません。

2. NISA口座内の上場株式等により生じる金銭であっても非課税の特例の適用を受けられないものがあります。主なものは以下の通りです。

- (1) 大口株主が受ける上場株式等の配当
- (2) 外国株式の配当等にかかる国外の源泉徴収税
- (3) 株式累積（積立）投資における株主優待物の換金代金
- (4) 非上場国内公募株式投資信託の特別分配金（元本払戻金のため本来非課税） 等

第7条 積立投資の取扱い

NISA口座における積立投資は、原則として株式累積（積立）投資については総合取引約款第5章株式累積（積立）投資取引、投資信託の積立投資については総合取引約款第4章積立投資取引に基づきますが、以下の点が異なります。

(1) 積立投資の停止・休止について、以下の通り取扱います。

①当年分の特定累積投資勘定等にかかる取得対価の額の合計額が非課税上限額を超えない範囲において、お客様のご指定に基づき積立投資にかかる買付を行います。

②複数の上場株式等の積立投資にかかる買付代金の払込みが同一日に行われる場合においては、まず株式累積（積立）投資の買付を優先して行い、買付代金の払込みに充てるためのお預り金（以下、「買付充当金」といいます。）がその買付の代金総額に満たない場合は、その買付の全てを停止します。次に、投資信託の積立投資の買付を行い、株式累積（積立）投資の買付後の買付充当金の残額（但し、株式累積（積立）投資の買付が停止された場合は買付充当金全額）が投資信託の積立投資の買付の代金総額に満たない場合は、その買付の全てを停止します。

③上記②の株式累積（積立）投資の買付において、買付充当金がその買付の代金総額を満たしている場合であっても、当年分の特定累積投資勘定等にかかる取得対価の額の合計額が非課税上限額を超えるおそれがある場合は、当年の買付の全てを停止し、翌年分の特定累積投資勘定等にかかる買付が可能となるまで買付を休止します。次に、投資信託の積立投資の買付において、株式累積（積立）投資の買付後の買付充当金の残額（但し、株式累積（積立）投資の買付が停止された場合は買付充当金全額）がその買付の代金総額を満たしている場合であっても、当年分の特定累積投資勘定等にかかる取得対価の額の合計額が非課税上限額を超えるおそれがある場合は、当年の買付の全てを停止し、翌年分の特定累積投資勘定等にかかる買付が可能となるまで買付を休止します。

④積立投資にかかる配当金等を受入れた場合は、これをNISA口座へ入金後、再投資買付を行わず、直ちに主口座へその全額を自動的に振替えます。主口座へ振替えた金銭は第8条第6項に従い取扱います。

(2) 株式累積（積立）投資の買付最低金額は、1,000円とします。また、株式累積（積立）

投資の買付に係る金銭の払込は、予めお客様が指定した振替月に行います。

(3) 投資信託の積立投資の買付において、お客様の指定する投資信託の買付日が当該投資信託の目論見書に記載する休業日の場合もしくは当社の休業日に該当する場合の買付日の取扱いは、当社が別途定めるものとします。

2. 積立投資の1回あたりの買付金額のお申込にあたっては当社が別途定めるダイワのNISA取扱規定金額の範囲内とします。なお、特定累積投資勘定等にてこの金額を超える取引を行っている場合には、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資約款」に定める勘定の種類の変更を行うことはできません。

第8条 主口座とNISA口座との間の金銭振替

NISA口座にかかる当社とお客様との金銭の授受は、原則として主口座経由にて円貨のみで行います。

2. NISA口座にて上場株式等の買付又は積立投資にかかる買付をした場合は、NISA口座の金銭残高の有無にかかわらず、買付代金相当額全額について主口座からNISA口座への金銭振替を自動的に行います。
3. NISA口座にて上場株式等を譲渡し又は配当金等を受入れた場合は、その受入れた譲渡代金や配当金等についてNISA口座から主口座への金銭振替を自動的に行います。
4. 第13条のオンライントレードを利用して行う上場株式等の買付代金に充当するための金銭の振替やNISA口座にあるお預り金の主口座への振替はお客様自ら行っていただきます。
5. 当社は、お客様のご指示の有無にかかわらず当社が必要と認めた場合に、主口座とNISA口座の間にて金銭振替を行うことができます。
6. NISA口座から主口座へ振替えた金銭は、総合取引約款第8章に定める自動運用買付、スウィープサービス、又は総合取引約款2.(1)等に基づくお客様がご選択されている方法に従い速やかに取扱います。
7. 主口座からNISA口座へ振替えた金額が非課税枠の未使用額を超える場合、超過金額分についてはNISA口座から主口座への金銭振替を自動的に行います。

第9条 主口座等とNISA口座との間の証券振替

NISA口座の契約解除による上場株式等の全部、お客様のお申し出等による上場株式等の全部又は一部の払出しによる証券振替や当社の他の口座又は当社以外の金融商品取引業者等への移管は、原則として主口座経由で行います。なお、NISA口座から払出した上場株式等について、再び当該NISA口座へ受入れることはできません。

2. NISA口座内で株式累積（積立）投資にかかる上場株式等が単元株式数又は売買単位等に到達した場合であっても、お客様より単元株式等への振替のお申し出がない限り、総合取引約款第5章株式累積（積立）投資取引にかかわらず引き続き非課税の特例の適用を受けるため株式累積（積立）投資として管理します。お客様が議決権の行使や株主優待等の株主等の権利を享受する又は単元株式等として売却するため単元株式等への振替を希望される場合は、当社は所定の方法によりお申し出を受けて、原則として主口座へ払出し単元株式等への振替を行いますが、非課税管理勘定・累積投資勘定で取得した上場株式等については同じ勘定年単位、特定累積投資勘定・特定非課税管理勘定で取得

した上場株式等については同じ勘定種類単位で主口座へ払出さずにN I S A口座内で単元株式等への振替を行うことができます。

第10条 取引所上場株式等の移管又は払出し時に採用する価格

金融商品取引法第2条第16項で定める金融商品取引所（以下、「取引所」といいます。）に上場している株式等をN I S A口座内の他の年分の特定累積投資勘定等へ移管する場合の価格は、移管した日の取引所の終値とし、無い場合は気配値とします。但し、2つ以上の取引所に上場している場合、特別の事情がない限り最も低い価格を採用します。

2. 第9条におけるN I S A口座から主口座へ取引所に上場している株式等を払出す場合の価格は、払出し事由が生じた日の取引所の終値とし、無い場合は気配値とします。但し、2つ以上の取引所に上場している場合、特別の事情がない限り最も高い価格を採用します。

第11条 非課税管理勘定等終了時の取扱い

当社は、非課税管理勘定・累積投資勘定終了時において、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資約款」に定める新たに設けられる特定累積投資勘定等への移管の方法を除き、原則として終了時点で対象となる上場株式等を主口座へ払出します。なお、主口座に特定口座を開設されている場合には、お客様より特定口座以外の口座への払出のお申し出がない限り、第10条第2項に定める払出し時の価格をもって特定口座へ受入れます。

第12条 手数料等

お客様が行うN I S A口座内の取引については、主口座での取引とは別に手数料計算を行います。

2. 単元未満株式の買取請求や新株予約権の行使請求の取次手数料等の諸費用は主口座よりお支払いいただきます。
3. N I S A口座にて上場株式等をお預りする場合、所定の料金（外国証券、株式累積（積立）投資を含みます。）をいただくことがあります。

第12条の2 累積投資勘定での積立投資に係る手数料の取扱い

特定累積投資勘定・累積投資勘定での株式等の累積（積立）投資、投資信託の積立投資において、売買等に係る手数料は、以下の通り取扱います。

(1) 株式等の累積（積立）投資

①特定累積投資勘定・累積投資勘定で株式等の累積（積立）投資に係る売買を行うにあたって、総合取引約款第5章株式累積（積立）投資取引に規定する所定の手数料（委託手数料）については、上場有価証券等書面に記載の委託手数料をお支払いいただきます。なお、この委託手数料の上限は、約定代金の1.265%となります。

②特定累積投資勘定・累積投資勘定で株式等の累積（積立）投資契約を締結する場合、総合取引約款第5章株式累積（積立）投資取引に規定する累投口座管理料は、いただいております。

(2) 投資信託の積立投資

- ①特定累積投資勘定・累積投資勘定で投資信託受益証券又は受益権の取得又は返還の申込みを行うにあたって、総合取引約款第 4 章積立投資取引に規定する所定の手数料（信託財産留保額などの投資信託の信託財産に帰属するものを除きます。）については、いただいております。
- ②特定累積投資勘定・累積投資勘定で投資信託受益証券又は受益権をお預りするにあたって、料金（口座管理料）はいただいております。

第 13 条 オンライントレード

オンライントレードのご利用を申込まれているお客様は、N I S A口座における上場株式等の取引、残高情報照会その他当社が提供するサービスをオンライントレードにて受けることができます。主な内容は以下の通りです。

- (1) オンライントレードにて上場株式等の買付を行う場合は、第 8 条第 4 項によりお客様は予めその時点において、特定非課税管理勘定の非課税枠の未使用額を超えない範囲で買付代金に充当するための金銭の振替を主口座からN I S A口座へ行っていただきます。
- (2) 前号にて振替えた金銭を買付代金に充当し、余りが発生した場合は NISA 口座にて預り金として管理します。
- (3) オンライントレードにて上場株式等の売却をした場合は、第 8 条第 3 項によりその売却代金をN I S A口座から主口座へ自動的に振替えます。
- (4) 「取引報告書等の電磁的方法による交付に係る取扱規定」に基づく電子交付のご利用を申込まれているお客様は、N I S A口座にかかる取引報告書等をN I S A専用ページにて確認できます。なお、取引残高報告書については、主口座の電子交付メニューにて主口座の取引や残高とあわせて確認できます。
- (5) オンライントレードにてN I S A口座における上場株式等の取引を行っても「ダイワの 1 日定額手数料（愛称：ハッスルレート）」は適用されません。

第 14 条 その他留意事項

N I S A口座にてお取引いただく上で、以下の点にご留意ください。

- (1) N I S A口座における上場株式等の譲渡に伴い発生する損失については、他の有価証券の売買益や配当等との損益通算は認められず、当該損失の繰越控除も認められません。
- (2) N I S A口座における上場株式等は、信用取引及び先物取引における代用有価証券として利用できません。
- (3) N I S A口座における上場株式等を質権設定することはできません。
- (4) 上場廃止決定後にN I S A口座から主口座に開設されている特定口座に払出した上場株式等は、当該上場株式等が上場廃止となっても特定管理口座における特定管理株式には該当しません。そのため、特定管理株式の価値が失われた場合にその事実等を記載した確認書類は交付されません。
- (5) N I S A口座にて生じたお預り金があっても、総合取引約款第 8 章に定める自動運用買付やスウィープサービスは行われません。当該サービスを利用される場合は、N I S A口座より主口座へ当該お預り金を振替える必要があります。

- (6) お客様が出国される場合、法令等に基づき出国時前日までにその旨当社へ届出を行っていただく必要があります。当社への届出がなく出国の事実が判明した場合には、当社は法令等の定めに従い、出国の日に遡って非課税の特例の適用がなかったものとして取扱います。
- (7) N I S A口座の重複開設等の要件違反や廃止事由の当社への届出の遅延により、支払われた配当等について過去に遡って当社を通じて納税が必要となることがあります。
- (8) 前号により生じた諸費用や源泉徴収税・延滞税等についてお客様にお支払いいただきます。

第 15 条 ジュニア NISA 口座及び課税ジュニア NISA 口座における留意事項

- (1) 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項に規定する災害等事由による返還等を行う場合、お客様は租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項に定める手続きを行う必要があります。
- (2) ジュニア N I S A 口座を開設しているお客様が満 18 歳に達したことにより租税特別措置法第 37 条の 14 第 32 項の規定に基づいて N I S A 口座に自動的に移行する場合、ジュニア N I S A 口座で行っている積立投資は、NISA 口座において継続するものとします。

第 16 条 通知の効力

お客様あて、当社によりなされたこの規定に基づく全ての口座に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができるものとします。

第 17 条 規定の変更

この規定は、法令の変更、監督官庁の指示、又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等、その他当社が必要と認めたときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。

附則

この規定は 2025 年 5 月 12 日より適用されます。

以上